

町政ニュース

『緑』の保険証が郵送で届きます 後期高齢者医療 被保険者証

保険医療機関などの受付で提示する「後期高齢者医療被保険者証」が8月1日から新しくなります。

緑の新しい保険証が、7月中に郵送されます。8月以降、今までの茶色の保険証は使えませんが、

自己負担割合について

平成26年7月末までの自己負担割合は、同一世帯の被保険者の平成25年度の住民税課税所得により判定されます。

●課税所得が：

145万円以上 3割負担
145万円未満 1割負担

※この判定で3割負担に該当する人でも、平成24年中の収入額が次のいずれかに該当するときは申請により1割負担となります。

- ①被保険者が同一世帯に1人で収入額が383万円未満
- ②被保険者が同一世帯に2人以上で、収入額合計が520万円未満

③同一世帯に70〜74歳の人がいる場合、その人と被保険者の収入額合計が520万円未満

限度額適用・標準負担額減額認定証について

住民税非課税世帯の被保険者は医療機関などの窓口へ限度額適用・標準負担額減額認定証を提示すると医療費の窓口負担や食事代などの自己負担が軽減されます。

現在お持ちの認定証の有効期限は、平成25年7月31日です。引き続き軽減を受けるには、8月中に新しい認定証の交付申請手続きをしてください。

▼問合せ先

役場健康福祉課保険室
☎26・2249（直通）
群馬県後期高齢者医療広域連合会
☎027・256・7125



国民年金 保険料免除を希望の人、申請をお忘れなく

国民年金には、所得が少なく、保険料の納付が困難な場合に、一定の基準により保険料が免除される制度があります。また、30歳未満の人には、保険料の納付が猶予される若年者納付猶予制度があります。

免除や若年者納付猶予の申請をすると、本人・配偶者および世帯主（若年者納付猶予では世帯主は除く）の前年の所得を基準に審査が行われ、承認されると所得に応じて保険料の全部または一部が免除（若年者納付猶予では全額納付が猶予）されます。

一部免除には、3/4免除、半額免除、1/4免除があり、所得に応じたきめ細やかな免除の申請ができます。

ただし、一部免除に承認された場合は、残りの保険料を納めないと同じ扱いになりますので忘れずに納付してください。

保険料の免除または若年者納付猶予の申請は原則として毎年必要です。今まで全額免除または若年者納付猶予の承認を受けており継続申請をしていない人、一部免除の承認を受けていない人は、6月で承認期間が切れています。

免除の種類	納める保険料(円)	年金支給額 〔平成21年4月分以降〕
3/4免除	3,760	全額納付の5/8
半額免除	7,520	全額納付の6/8
1/4免除	11,280	全額納付の7/8

▼問合せ先

引き続き免除や猶予を希望する場合には、忘れずに役場健康福祉課または渋川年金事務所へ申請手続きをしてください。

役場健康福祉課保険室
☎26・2249（直通）
渋川年金事務所国民年金課
☎22・1607



「意見ください」町の子どもを育てるために

吉岡町子ども・子育て会議委員を募集

平成24年8月に「子ども・子育て関連3法」が成立し、平成27年4月から「子ども・子育て支援新制度」が始まります。計画の策定、実施などについて審議を行うため、吉岡町子ども・子育て会議を設置します。

会議では、教育・保育施設や地域型保育事業の利用定員を定める際や、市町村計画を策定・変更する際にも、ご意見をいただく予定です。

25年度は、子ども・子育て支援事業計画策定に向けてのニーズ調査を実施する予定です。子ども・子育て支援施策に関心があり、委員として会議に参加していただける人を募集します。



▼応募資格

- ①②③④全てに該当する人
- ① 20歳以上70歳未満
- ② 子育て経験がある
- ③ 町内在住
- ④ 平日の会議に出席できる

▼募集人数 2人

▼締切 7月31日㊦

▼応募方法 応募用紙に必要事項を記載し、持参または郵送。

応募用紙は健康福祉課福祉室窓口にあります。(町ホームページからダウンロード可。)

※提出書類の返還はできません。

▼提出・問合せ先

〒370-0136 92

吉岡町大字下野田560番地

健康福祉課福祉室

☎ 26・2247 (直通)

「おもてなし」ってどんなこと

吉岡町おもてなし講習会 吉岡町の観光を考える会

10月～12月の三ヶ月間にわたり「ググつとぐんま観光キャンペーン」が開催されます。おもてなしの行き届いた魅力あるまちを目指し、講習会を行います。「おもてなし」について楽しく学ぶ講習会のあとは、町の観光を考える人で座談会を予定しています。

▼講師 「群馬女将の会」の女将さん

▼募集人員 50人(定員になり次第締め切り)

▼参加費用 無料

▼申込締切 8月22日㊦

▼申込方法 団体名(施設名)・氏名・住所・電話番号を

明記の上、郵送、FAX、メールまたは電話

▼申込・問合せ先 産業建設課産業振興室

☎ 26・2280 (直通)

FAX 54・8681

☐ toshiken@town.yoshioka.gunma.jp

☎ 26・2280 (直通)

FAX 54・8681

☐ toshiken@town.yoshioka.gunma.jp

☎ 26・2280 (直通)

ご協力お願いします

農地の保全管理

雑草などを生い茂ったまま放置しておく、野生動物の絶好の隠れ場所や、火災・病虫害・交通事故などの発生原因となる恐れがあります。

周囲の耕作地や住宅地に迷惑とならないように、除草などの



ご協力をお願いします。

※農業委員会では、本年度も耕作放棄地調査(農地パトロール)を予定しています。

▼問合せ先

産業建設課農業委員会事務局

☎ 26・2280 (直通)

今月の納税

固定資産税……………2期
国民健康保険税………1期
介護保険料……………1期
後期高齢保険料………1期

納期限 7月31日(水)

コンビニエンスストアでも納付できます。
また、便利で確実な口座振替もご利用
ください。

外国人住民の人にも適用されます 住基ネットの運用

平成25年7月8日から、外国人住民についても住民基本台帳ネットワークシステム(住基ネット)の運用が開始されます。

これに伴い、外国人住民の住民票に住民コードを記載し、7月上旬に住民票コード通知票を該当の世帯に発送します。届いた通知票は大切に保管してください。

運用が開始されると、お住まいの市区町村以外での住民票の写しの交付や住民基本台帳カードの作成などが可能となります。また一部行政機関で、住民票の写しの提出の省略が可能となるなど、手続が簡略化されます。

水道メーター器 周辺を綺麗に

水道メーターの検査を、毎月14日から1週間程度(土日を含む)行っています。(天候などにより多少日が変わることがあります。)

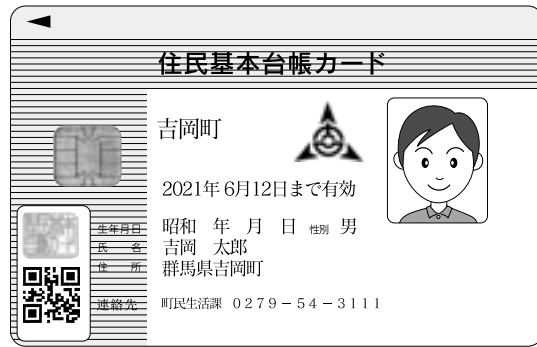
メーターは水道料金を算出するためだけでなく、漏水の発見にも役立っています。

夏場は草が繁茂し、メーターボックスが見付からないなど検針の妨げになる場合があります。

いつでも見やすい状態を保つようにご協力をお願いします。

- ・周辺の草や木を除去
- ・メーターボックスの上のものを置かない
- ・犬は、メーターボックスや入口から離れた場所につなぐ

▼問合せ先
上下水道課 上水道室
☎ 54・1118 (直通)



▲写真付き住基カードのイメージ

受講を忘れると 資格が失効 うっかりに注意!

「下水道排水設備工事責任技術者」資格の制度改正により、資格の有効期限が5年と定められました。

本年度が期限となる責任技術者は講習の受講が必要です。講習を受講しないと資格が失効となります。町内の指定工事店におかれましては、自社の責任技術者の資格更新の状況などにご注意ください。

▼受講日 8月23日(金)、9月27日(金) (いずれか1日)

▼対象者 平成20年度に群馬県下水道協会(旧・日本下水道協会群馬県支部)の責任技術者更新(経過措置)講習を受講した人および平成20年度に同協会による責任技術者資格認定共通試験に合格し、責任技術者証の交付を受けた人

※対象者には自宅へ書類が郵送されます

▼申込締切 7月31日(水)

▼問合せ先
上下水道課 下水道室
☎ 26・2284 (直通)

よしおかひと昔



く町からお湯が出てく

町の温泉は平成七年一月に掘削開始し、三月に初めて湯湯でできるようになりました。工事中は24時間体制で作業が行われ、1,300メートル掘り進められました。

同年の十月には町民の一般利用が開始し、老人センター浴場にもタンクローリーで運ばれ、当初から人気が高く町民に喜ばれました。

平成十年によしおか温泉リゾートピア吉岡が開業。リニューアル後は道の駅や物産館と隣接し、年間三十三万人余の人が訪れます。

このコーナーではひと昔前に町で起こったできごとやニュースを紹介します。